CHIYODA CITY
広報 千代田
No.1104
平成15年（2003年）1/20
（毎月5日・20日に発行）
代表電話 ☎3264-2111
発行／千代田区　編集／政策経営部広報広聴課　〒102-8688 千代田区九段南1-6-11　URL http://www.city.chiyoda.tokyo.jp

主な内容

ふらっと区長室 …… 2・3
確定申告はお早めに …… 4
職員の給与費と定員等のあらまし …… 5
屋上緑化の推進 …… 6
福祉・国民健康保険 …… 7
保健 …… 8
文化学習・スポーツ …… 9
各施設のお知らせ …… 10

子どもたちや地域の皆さんに親しまれる施設に

麹町二丁目公共施設

3月17日(月) オープン

▼太陽光採光装置

▲小学校・幼稚園完成予想図

▲出張所・区民館入口側

問合せ　出張所・区民館＝番町出張所☎3263－3831
小学校・幼稚園＝教育計画担当
学校施設の一般利用＝文化学習スポーツ課☎3234－2841

出張所、区民館、小学校、幼稚園、ストックヤード、防災備蓄倉庫、消防団倉庫からなる「麹町二丁目公共施設」（麹町2－8）が2月末に竣工し、3月17日(月)にオープンします。

施設の概要　表1のとおり

麹町出張所・区民館

番町出張所・区民会館（麹町2－14）は麹町二丁目公共施設に移転し、名称を「麹町出張所・区民館」と改め、3月17日(月)から業務を開始します。

区民館には6室の集会室があります。皆さんのご利用をお待ちしています。

利用受付開始日　2月3日(月)

※番町出張所・区民会館の利用は、3月14日(金)までとなります。

利用できる時間・使用料など　表2のとおり

麹町小学校・幼稚園

3月上旬の落成式・内覧会後、春休み中に移転し、4月の新学期から新校（園）舎を使用します。

なお、移転準備作業のため、麹町小学校仮校舎（旧永田町小学校）は3月1日(土)から一般利用できません。

※小学校の卒業式（3月25日(火)）は新校舎で行います。

麹町小学校施設の一般利用

4月1日(火)から学校が使用しない時間に、生涯学習・地域コミュニティ活動の場として、小学校の施設が利用できます。なお、温水プールは3月17日(月)から利用できます。

［利用できる施設］

■特別教室、校庭など

利用できる時間・使用料など　表3のとおり

対象　区内在住・在勤・在学者を構成員とし、コミュニティスクールに登録している10名以上で構成された団体

申込方法　所定の申込書に登録カードと使用料を添えて、直接麹町出張所へ。

申込期間

◆区民自主サークル

4月利用分＝3月17日(月)～5月以降利用分＝利用日の前々月の25日～前日

※区民自主サークルは、代表者が区内在住者で、構成員の50％以上が区内在住者である団体

◆一般団体

4月利用分＝3月20日(木)～5月以降利用分＝利用日の前月の1日～前日

■温水プール

利用できる時間・使用料　平日＝午後6時～9時、学校休業日＝午前10時～午後9時、個人で利用できます。利用料金は区民＝400円（200円）、一般＝600円（300円）、超過料金は、区民、一般とも1時間300円（150円）

※（　）内は小・中学生料金です。また、就学前の幼児、60歳以上の区民、障害のある区民の方は無料です。

小学校施設の休館日　毎月第2日曜日と年末年始（12月29日～1月3日）

▼表2　区民館施設の種別・使用料など

階数	種別	広さ	定員	使用料 午前（9時～正午）	使用料 午後（1時～5時）	使用料 夜間（6時～10時）
1階	和室A（舞台付）	50畳	90人	3,300円	4,500円	6,700円
	和室B（水屋付）	30畳	50人	2,200円	3,000円	4,500円
地下1階	洋室A	66m²	40人	2,400円	3,300円	4,900円
	洋室B	66m²	40人	2,400円	3,300円	4,900円
	洋室C	59m²	38人	2,200円	3,000円	4,500円
	洋室D	38m²	25人	1,500円	2,000円	3,000円

▼表3　小学校施設の種別・使用料など

階数	種別	広さ	定員	使用料 午前（9時～正午）	使用料 午後（1時～5時）	使用料 夜間（6時～10時）
4階	ランチルーム	500m²	360人	3,400円	4,800円	6,900円
	調理実習室	100m²	40人	600円	900円	1,100円
	音楽室	130m²	40人	600円	900円	1,100円
3階	体育館	470m²	400人	3,400円	4,800円	6,900円
	図工室	100m²	40人	600円	900円	1,100円
	家庭科室	60m²	40人	600円	900円	1,100円
1階	校庭	1,300m²	—	900円	1,300円	3,000円
地下1階	温水プール	25m×9m	—	2時間フリータイム制		

利用できる時間帯　平日＝夜間、学校休業日＝全時間帯
※ただし、校庭・プールは午後9時まで。　※ランチルームは二分割での利用も可。

▼表1　施設の概要

階数	施設区分	主な内容
4階	小学校	ランチルーム、調理実習室、音楽室、厨房、体育館観覧席
3階	小学校	普通教室（6室）、オープンスペース、体育館、図工室、理科室、家庭科室
2階	小学校	普通教室（6室）、オープンスペース、コンピュータ室、図書室、国際教室、職員室、保健室、校長室、事務室、印刷室
1階	小学校	昇降口、放送室、主事室
1階	幼稚園	保育室（6室）、遊戯室、絵本の部屋、職員室
地下1階	出張所 区民館	集会室（和室A・B）
地下1階	出張所 区民館	事務室、会議室、サロンギャラリー、集会室（洋室A・B・C・D）、防災備蓄倉庫、ストックヤード、消防団倉庫、駐車場、駐輪場、機械室
地下1階	小学校	温水プール、メモリアルコーナー

☆次号は2月5日（水）に新聞折り込みでお届けします。☆

R100
古紙配合率100%
白色度70%の再生紙を使用しています

ふらっと区長室

区長が各出張所地区にお伺いし、皆さんから直接、区政に関する相談や提案をお聴きし、区政運営に生かしていく「ふらっと区長室」を開催しました。冒頭に区長、助役から「生活環境条例」、「庁舎建設問題」について、現状を説明し、意見交換に入りました。今回は、12月11日の和泉橋、13日の神保町、16日の神田公園の各区民館、17日の万世橋、19日の番町の両区民会館での主なやり取りをお知らせします。

問合せ　広報広聴課

「生活環境条例」について

皆さんも実感されていると思うが、区の行っている定点観測でもポイ捨てされた吸い殻は以前の数%に減少している。

12月18日現在で過料処分者の件数は1,218件、うち779件(64%)が過料をその場で現金で納めている。

平成14年2月に条例案を発表して以来、電話や電子メールなどで区に寄せられた3,500件余りの意見でも7割強は賛成している。

反対の意見でもポイ捨ては論外で、歩きタバコもダメというところまでは意見の相違はない。ただ、過料まで科すのはどうかとか、喫煙できる場所も必要ではないかという意見はある。

他の自治体の動きでは、福岡市では12月に同じような条例を定めた。合掌造り集落で有名な白川村なども検討している。関東では日光市、松戸市、町田市、杉並区などでも検討している。条例を制定する、しないにかかわらず、自分たちのまちをきれいにしようという運動が広がっている。これは区民の皆さんの活動が全国に波及していることのあらわれだ。

現在の課題は、2つある。①指定地区とそれ以外で格差があり、指定地区以外の汚れが目立っている。②喫煙できる場所をどうするか。これらについては、皆さんと相談してやっていく。

タバコについては、効果はあがっているものの、地域によっては看板や放置自転車はまだまだという声もある。看板と放置自転車の撤去については、タバコとは別の機動班を編成して12月中旬から本格的に活動している。まず、神田駅周辺を行ったが、今後各地域を回っていくのでもう少し時間をいただきたい。

区役所庁舎の建て替えについて

11月22日の区議会招集挨拶で話をし、翌日の新聞で報道された。

現在の庁舎は、濠側の旧庁舎が昭和30年建築で築47年、目白通り側の新庁舎も昭和44年建築で築33年になる。非常に階段が多い、迷路のようになっている、老朽化が進んでいる、図書館側にエレベーターも付けられないといった問題がある。

耐震調査は一応クリアした。しかし、国の基準では一朝有事の際に防災本部になる自治体の庁舎は、一般の建物より1.5倍の強度が必要とされている。

建て替えをするとなると、二つの方法がある。①現地での建て替え。これには仮庁舎が必要となる。

現在、約20,000㎡ほどの床面積を使っているので、これと同程度の広さが必要となるが、近隣で適当な物件はないし、一か所ではなく、分散してしまい区民の皆さんにご迷惑をかけることになる。経費も3年間で約30億円はかかる。

②近くに移転できる場所があればそこに庁舎を建設してから移転する。区役所前の旧竹平住宅跡地に、国が民間資金を使うPFI方式で庁舎を建設することになった。約55,000㎡のうち、国が使用するのは約33,000㎡であり、残りを区の庁舎として使うやり方だ。

庁舎の建設問題は、問題意識は持っていたが、職員のための執務環境を良くするだけではないかという議論になりかねず、正直言って私ども躊躇するところがあった。庁舎建設は、区民の皆さんの福祉を充実して最後に出てくるものと考えていたが、区庁舎は単に職員が執務するための場所ではなく、区民の皆さんがくつろげるシティホールの役目もある。この機会を逃すと、庁舎の建て替えは、当分できなくなる。

皆さんからすると唐突かもしれないが、平成13年8月に国の建設計画が出てきた。最初は、国のガードが固かったが、平成14年11月はじめになって国の合同庁舎に区の庁舎も入る話を協議してもいいということになった。

庁舎建設は、区民の皆さんによく相談していかなければならないと、私どもは考えている。

区議会では特別委員会を設置し、単に庁舎の問題だけでなく、広く公共施設の整備について議論し、その中に庁舎問題もあるというスタンスで、国の話に乗るか、乗らないかも含めて議論することになっている。

主な意見

区民　路上禁煙地区で違反者から徴収した過料は、区のどういう収入になるのか。

区長　過料は区の雑収入になるので、いろいろな事業に使っていくことになる。

区民　指定地区を表す看板の意味がよく分からない。ビニールシート状のものを貼り付けた路面標示は分かりやすいが、路面にペンキで書いたものは薄くてよく分からない。表通りだけでなく裏通りについても路上喫煙の禁止を徹底してほしい。タバコについては、区から他の自治体に働きかけてほしい。

区長　指定地区を表す看板については、分かりやすいものに作り替える作業をしている。路面標示は、すぐに薄くなるので、ビニールシート状のものをはり付けた標示に順次変えていく。場所によっては、タイルでの標示も考えている。

指定地区以外でも順次路面標示を実施していく予定で、先日、霞が関にも路面標示を行った。

区から他の自治体に条例の制定を働きかけることは、かなり難しい。こうしたことはそれぞれの自治体が住民の声を受けてやるべきものだ。自治体として政策の優先順位をどうつけるかだ。

この条例は、ふらっと区長室などで皆さんから同じような声が相次いだことにより、生まれたものだ。

区民　放置自転車の警告書がたくさん落ちていて、ごみになってしまっている。何とか対策を講じてほしい。

区長　どういうものがいいか考える。

区民　表通りの靖国通りでは歩きタバコが減ったが、指定地区になっていない錦華通りはまだ多い。

区長　指定地区の拡大も皆さんと相談していきたい。

区民　タバコは効果が上がっているが、放置自転車や看板などはかえって後退しているが。

区長　放置自転車や看板などについては、これまであまりやってこなかったのが実状だ。タバコの取り締まり班とは別に機動班をつくり、12月中旬から動き始めているので、通報してほしい。

放置自転車については、撤去した自転車の保管場所のめどがついたので、11月に水道橋、御茶ノ水駅周辺を行った。他の地域も順次実施していく。

看板については、神田駅周辺では12月中旬に看板を固定している鎖を切って撤去した。目に余るものは徹底的にやるので通報してほしい。

区民　水道橋駅周辺の違法エステの軒数が減った。9軒ほどあった店が、4～5軒になった。感謝する。

区長　警察の協力を得て、区の建築課、保健所、警察で抜き打ちで立ち入り調査を行った。こうした摘発は綿密な状況証拠を積み上げなければならないので、非常に手間がかかる。家主が隣同士でそうした店には貸さないという協定のようなものを結べるといいのだが・・・。

区民　歩道上に店舗を広げて食品の販売を行っているので、人通りが多いとそこでつかえてしまう。区で何とかしてほしい。

区長　引き売りは衛生上の許可はとっている。営業区域は限定されていない。長時間いると道路交通法違反になる。警察でないと難しい面があるが、区で衛生監視を行うなどあらゆる角度から検討していく。

【その後の検討状況・対応状況】

現場を確認し、必要な指導をしていく。

区民　高齢者在宅サービスセンターなどが入る岩本町二丁目複合施設の前庭に送迎用バスを乗り入れるのは、やめてほしい。バスの乗り降りは西側を使ってほしい。また、緑地を多くとって地域の人々がくつろげるようにしてほしい。

区長　地域で検討してきた経過があるので、そうした場での意見を尊重していきたい。

この施設を使うのは健常者だけではないので、そのこともよく考えてもらいたい。

区民　千桜小跡地にPFI方式でファミリータイプも含め住宅を250戸建てるということだが、あの敷地にその規模のものを建てると、超高層になってしまう。人口を増やすという区の方針はよくわかるが、地元としては意見を言わざるを得ない。

区長　区の計画は、250戸の公的住宅をつくっていこうというものだ。民間活用で行うことを考えているので、事業採算ということもある。

タタキ台がないと議論できないので区で案を出し、事業手法も含めて、皆さんと話し合っていきたい。

区民　私の町会では私道に現在、50mおきに20ワットの裸電球しかなく、非常に暗い。電灯をつけてほしい。

区長　区が自ら設置するのは難しいが、町会が設置する場合、設置費と電気代の一部を助成している。

区民　ワンルームマンションは投資目的のものが多く、住民登録は少ないのではないか。建設後の管理の問題が心配だ。

区長　現在要綱の見直しをしており、年内にできあがる。従来の要綱は、建築の際の1戸あたりの広さやごみ置場の設置などを指導するものだったが、町会加入、住民登録、ごみの出し方など、建設後の管理を中心としたものも盛り込む。

【その後の検討状況・対応状況】

平成15年1月1日から新しい要綱を施行した。

区民　神田駅にJR総貿線ができてしまうと、まちが暗くなり、地価は下がり、家賃も下がる。新幹線建設の際にこれ以上高架化はしないということで了承した経緯がある。これまでにも説明会は1回しかない。電車は上ではなく、横を通せばいい。

区長　現段階では、まちの方とどういう知恵を出すのか、具体的にないので、もう少し時間をいただきたい。

区民　①秋葉原の駐輪場にはホームレスがいて、使いにくい状態になっている。②千鳥ケ淵の観桜期は、区の職員、ガードマン、ボランティアの人など多くの人がいるので一本化したらどうか。③シルバー人材センターは、年末年始を長く休むので人材センターそのものが利用できない。

区長　①ホームレスの問題はいろいろと難しいところがあるが、昭和通りは国道なので国道事務所と連絡をとって対応する。②夜遅くまでやっているので安全対策上、ガードマンを配置している。基本はボランティアでやりたい。③今年は間に合わないが、センターと協議していきたい。

区民　区の広報板に町会のお知らせ類をはれないか。

区長　昨年までは本庁で判断していたが、現在は出張所で判断できるようにした。訃報などは、臨機応変に判断し対応できる。

区民　区がNPO(非営利組織)の政策提案を募ったが、非常に良い試みだと思う。ただ、募集と告知の方法が分かりにくかった。区内のNPOには広く知らせてほしい。

区長　区内のNPOを把握できなかった。区の広報紙には掲載したが、次回から考えていく。ただ、広報紙はよくお読みいただきたい。

今回の件で、区内のNPOは大体把握できたので、次回に生かしていきたい。

区民　大手町の東京国税局合同庁舎について、区の考え方を伺いたい。

区長　国が民間に払い下げて開発していくこととなった。15年に売却されるので、都と区と関連地権者で検討会をつくり、より良い姿を提言していきたい。

区民　平成16年に子どもが中学1年生になるが、区が設置する中高一貫校に入れるのか。

区長　中高一貫校は6年間在学することが基本になる。

しかし、平成16年の入学者のケースをどうするかなど、平成18年発足の際の経過措置については現在教育委員会で詰めている。

区民　水道橋西通りで植樹帯を取る計画になっているが、ここを取っても街路樹は残るので、思うように人混みをさばけないのではないか。貴重な緑を残してほしい。

区長　地域の皆さんと話し合った経過があるので、ここで結論は出せない。地域の話し合いの場で議論してほしい。

区民　一人暮らしの高齢者がボタンを押せば、通報できるサービスはないのか。

区長　65歳以上の方なら、ボタン1つで消防署や民間の緊急センターに通報できるサービスを区で行っている。

なお、これとは別に地域の方々による見守りを行う、ぬくもりネットワークを神田公園地区でモデル実施しているので効果をみてみたい。

区民　町会加入パンフレットをつくるという話を聞いたが、企業に対しても働きかけられるものをつくってほしい。町会では郵便局や警察の協力会に協力金を支払っているので、町会内にある企業にも応分の負担をという話は成り立つ。

区長　企業も地域を構成する一員であり、企業に対しても町会活動への参加を呼びかける内容のパンフレットにしていきたい。

【その後の検討状況・対応状況】

現在作成中で、3月頃にできる予定。

区民　保養所を利用する際に区外に住んでいる2親等までの親族でも区民料金で利用できるようにしてほしい。利用代表者が区民であれば、区外の人たちを連れていっても区民料金となる。これと同じような扱いはできないか。

区民　どこかで区切りをつけなければならないので、現行のままで良いのでは。

区民　区民の子どもと言っても、千代田区と何の関係もないのに、区民料金で利用できるのはおかしい。「親が区内在住で、その2親等以内の親族で区内在勤」とかの条件を付けなければならない。

区長　利用者個人ごとではなく、室料として料金設定されているので、申込み代表者が区民かそれ以外かで料金を決めている。気持ちはよく分かるがかなり難しい。

区民　外神田地区で、高齢者を家に引きこもらせないように、昌平童夢館などに招いて体操教室を開いたり、話し相手になったりする活動をしている。区で補助できないか。

区長　自主的な活動に対して「いいことだから補助しましょう」ということになると、際限がなくなってしまう。区の補助金は、一部の地域だけでなく、全区的な広がりがないと難しい。

区民　昌平童夢館にあるプールの水温は、現在31度に変更されて設定されているが、水泳主体で利用する者には高すぎる。こういうことは、コミュニティスクール運営委員会に諮って議論してから行うべきだ。

区長　同感だ。持ち帰って調べる。

【その後の検討状況・対応状況】

コミュニティスクール運営委員会に諮ったうえで、水温を決定することとしたい。

区民　神田須田町一丁目14番地の靖国通りに面した土地に3,300㎡余りの建設計画があるが、その敷地に4m道路に面して駐車場を設置しようとしている。4m道路は一方通行なのでバックして駐車場に入れるようになっていて非常に危ない。区で何とかしてほしい。

区民　そこは地区計画がかかっているので、建築確認とは別に、区に事前協議を行わなければならないが、幅員の広い靖国通りに面しているので何の条件もつかずに通ってしまった。

区長　持ち帰って調べる。

【その後の検討状況・対応状況】

駐車場をターンテーブル方式にするなど、調整を行っている。

区民　前回の「ふらっと区長室」でイベント関係の統合について発言したが、検討状況を教えてほしい。地域活性化事業については、マンネリ化してしまうので、我々が考える基になるようなパターンを区が作って出せないか。

区長　官製イベントはよくない。地域主体でやっていただく方が活性化にもつながっていいだろうということで、3年間の時限でやってきた。ちよだフェスについては、活性化事業と一部ダブりもあるように見受けられる。

平成15年度は江戸開府400年記念事業もあるので特別な形にするということも考えられる。それらを踏まえて、平成16年度からどうするのかを議論しなければならない。

地域によっては3年計画でやっているところがあるので、区が案を出すのは難しい。私案だが、江戸開府記念事業は、平成15年11月22日から24日まで日比谷公園を全面的に使っていろいろなブースを出すので、そこに入っていくのもひとつ。ちよだフェスも活性化もどうすべきか議論してほしい。

区民　七生のテニスコートは今年で閉鎖される。日比谷公園に東京都のテニスコートがあるが、区民大会を行う2日間だけ借りることはできないか。上智大学のテニスコートを借りることはできないか。

区長　テニスに限らず、区内にはスポーツをするスペースがない。区内にある学校の運動施設を学校が使っていないときに借りられる仕組みについては、今日明日に答えは出ないので宿題にさせていただく。

日比谷公園のテニスコートについては、非常に難しい状況だ。七生のテニスコートは、非常に遠いために利用者が少ないので、維持するのは難しい。

区民　麹町保育園の隣の空き地にネットを張って、子どもたちがボール遊びできるようにしてほしい。鎌倉学園を売ったのだから、バッティングセンターを作ってもらえないか。

区長　バッティングセンターは無理だ。学校施設の余剰をどう掘り起こすか考えるしかない。

区民　一週間の緊急ショートステイで、新宿区の上落合の施設を利用している。夫婦二人暮らしで、迎えに行くときに自分の具合が悪くなる場合がある。そういうときに1、2日延長することができないか。空きがあれば弾力的に対応してほしい。

区長　他に理由がある場合もあるので、この場で即答はできない。あくまでも緊急の役割なので、ある程度の余裕を持たせておくことも必要なことはご理解いただきたい。原則は1週間だが、個々の事情によっては延長も可能である。

区民　最近、千代田区の人口も増えており、介護施設の絶対量が足りないなら、増やしてほしい。

区長　淡路町や岩本町にも施設建設を進めているので、それらが出来上がれば、皆さんのご要望にある程度お応えできるのだが・・・。申し訳ないが、もう少し待っていただきたい。

区民　麹町四丁目の東京三菱銀行前の歩道がかまぼこ型に盛り上がっていて危ない。直してほしい。

区長　限られた予算をすべて道路整備につぎ込めるわけではないので、路線を決めて計画的に整備していることをご理解いただきたい。ある個所がどうしてもひどい場合には連絡してほしい。

ここで、皆さんにぜひお願いしたい。歩道を整備したら、地域の方に歩道や植えてある緑などの管理をしていただくアダプト制度(里親制度)を導入するので、ぜひ協力いただきたい。具体的には植栽への水やりや清掃をお願いしたい。

区民　パソコン教室については、区がおととし講習会を開いたが、学校のパソコン教室を使えないか。

区長　小・中学校は、各教室でパソコンを教科に使えるように変更する。新しい方式に合わせて、教室の使い方については、教育委員会と相談する。

学校を開放することについては、総論賛成、各論反対の側面もある。

区民　都バスの路線削減への対応と、JR、地下鉄駅構内のバリアフリー化について伺いたい。

区長　都バスの削減については、私も悩んでいるが、正直言って手が出ない。乗降客が少ないと赤字になるので路線廃止になる。

風ぐるまがすべてを代替するわけではないが、平成14年度から2ルート増やした。風ぐるまを高齢者の利用という側面に加えて、生活実態に合わせて、ルートを組み替えることを考えていくのもひとつの方策だ。

区内のJR、地下鉄のバリアフリーについては、今日明日ということではないが、順次進めていただいている。ただ、施設の構造上の理由でどうしても設置できないところもある。

区民　六番町の奇数番地に地区計画をぜひとも導入してほしい。説明の途中で新しいマンションが次々と建つと、新しい住民がどんどん入ってきて、合意形成が難しくなってくる。

区長　時間をかければかけるほど、話は、難しくなり、まちの様子もどんどん変わってしまう。

私は以前から地区計画をかけていくには、皆さんの歩み寄りとスピードが大事だと申し上げてきた。大方の方の合意が前提だが、現在はそれぞれの考え方に大きな隔たりがある。

区としては、基本的に地区計画の活用によるまちづくりを推進していく方向ではあるが、問題は計画の内容について、どこまで皆さんに納得いただけるかである。

区民　近所に住民がいなくて心配になることがある。時間がかかると思うが、千代田区に住み、働いて良かったと思えるようにすることが大事だ。千代田市になればいろいろできると思う。私個人としては、千代田区で安心して生活できるのであれば、安心税として月5,000円ぐらいとってもいいと思っている。

区長　千代田区は東京、日本の中心でありながら、自治体としての権限があまりにも制約されている。

自治体にとって根源的な税である固定資産税ひとつ課税できない。区民の重税感は強いのに、手を出せない。

一般の市では、そこで納めた固定資産税や法人の住民税はその市の税収になる。

千代田区では固定資産税と法人の住民税で毎年2,500億円ぐらいの税収があるが、これは都が徴収し、結果的に千代田区にはほとんど入ってこない。負担とサービスがあまりにアンバランスになっている。このような制度はあまりにひどい。だから、市を目指すこととした。

反面、大変になることもある。例えば、ごみの問題などでは、もっと汗をかかなければいけなくなる。

区民　車が出入りするための歩道の切り下げによる傾斜は、車のためのもので歩行者のためのものとなっていない。その考え方を変えて千代田区方式を提案してほしい。車が歩道に上がる角のところだけ削ればいいのではないか。車庫のあるところは、2mおきぐらいに切り下げがある。

区長　歩道のつくり方については、これまでのように画一的に車道より歩道を上げたつくりでいいかという議論はある。

これからの道路は、国道、都道、区道という考えではなく、歩道の整備は環境という側面で、ひとつのエリアとしてとらえていこうという方向になるかもしれない。

歩道に街路樹、植栽をしたときにどうなるかということもある。

区民　区役所もインターンシップを活用して学生に機会を提供してほしい。議員の活動にもインターンシップを入れてほしい。

区長　後段は、議員の活動にかかわることなので、私としては何とも言えない。前段については実施している。

先日、区内11の大学の方と会合をもったが、そのときに大学側から話が出たのは、大学間の連携、区と大学が互いにもつ資源の有効活用などが総論として出ていたので、今後は事務レベルで具体的な話を詰めていく。

区民　大学との連携という点では、江戸開府400年でも明大、上智大などの学生が、ここを基盤にしてまちづくりをしようという動きがあり、助成金に感激していた。区の活動に若い力をどんどん入れてほしい。

区長　まちづくりサポート事業を行っているが、若い方(単に年齢が若いというだけではない)が多く参加している。まちづくりと一般部門で計83の提案がある。

仕組みとしてはここ1、2年でずいぶん用意した。ものごとの発想の豊かな方がたくさん区政に参画していただくようになるのではと期待している。

NPOからも22の提案をいただいた。行政に提案をしてもらい、それについて議論する過程そのものが行政を変えていくことになると考えている。

確定申告はお早めに！

◆所得税：2月17日(月)～3月17日(月)　◆贈与税：2月3日(月)～3月17日(月)
◆個人事業者の消費税・地方消費税：3月31日(月)まで

所得税・贈与税などの確定申告の受け付けが始まります。確定申告書はご自身で記入し、早めに提出してください。

税務署窓口にはタッチパネル方式による申告書作成システムの機器を備え付けていますのでご利用ください。

なお、税務署の閉庁日（土・日・祝日）は窓口での相談および受け付けは行いませんが、確定申告書は郵送または税務署の時間外収受箱に投函することで提出できます。

※所得税・贈与税・個人事業者の消費税・地方消費税の申告について不明な点は税務署窓口でご相談ください。

問合せ
・麹町税務署
☎3221−6011
・神田税務署
☎3294−4811

それぞれの税の申告について

所得税

■次の方は必ず申告を！

・事業所得等のある方
事業を営んでいる方、不動産の貸し付けによる所得のある方、土地や建物を売却した方が対象です。

・給与所得のある方
次のいずれかに該当する方
①給与収入が2千万円を超える方
②給与を1か所からのみ受けており、給与・退職手当等以外の所得が20万円を超える方
③給与を2か所以上から受けており、年末調整されなかった給与の収入金額とそれ以外の所得との合計額が20万円を超える方
④同族会社の役員等で、その会社から貸付金の利子や不動産の賃料などの支払いを受けている方
⑤在日外国公館等に勤務し、源泉徴収がされない給与等の支払いを受けている方

■定率減税をお忘れなく！
平成14年分についても、所得税額の20％相当額（最高25万円）が減税されます。

■申告により税金が戻る方
次のいずれかに該当し、税金を納め過ぎた場合は、還付を受けるための申告ができます。
①平成14年分の所得が一定額以下で、総合課税の配当所得などがある方
②給与所得者で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除等を受けることができる方
③平成14年中に中途退職して年末調整を受けず、その後、他の所得が無かった方
④退職所得があり、その所得を含めて申告することにより、源泉徴収された所得税について定率減税の適用を受けることができる方
⑤予定納税をしており、確定申告の必要が無くなった方
※還付申告の方は1月から申告書の提出ができます。早めに申告してください。
※還付金の受け取りには、便利な銀行振込をご利用ください。

■広域還付申告センターのご利用を！
東京国税局では、税理士会の協力により、サラリーマンの方などを対象とした「広域還付申告センター」を設置します。還付申告書の受け付け（預かり）、申告書作成のアドバイスおよび確定申告書用紙の配布を行っています。

とき・場所
・2月3日(月)～14日(金)午前9時～午後5時＝JR東京駅日本橋口
・2月20日(木)～26日(水)午前9時～午後5時＝JR新宿駅西口広場イベントコーナー
※いずれも土・日・祝日と正午～午後1時を除く。
※その他、立川・横浜・川崎・千葉・松戸のJR各駅周辺でも行っています。詳しくは税務署にお問い合わせください。

贈与税

平成14年中に、現金・預貯金・株式・不動産等で年間110万円を超える財産の贈与を個人から受けた方は贈与税がかかります。また、会社など法人から財産の贈与を受けたときには、贈与税ではなく、一時所得として所得税がかかります。

※「配偶者控除の特例」「住宅取得資金等の特例」の適用を受ける方は、税金がかからなくても申告の必要があります。

個人事業者の消費税・地方消費税

基準期間（平成12年分）の課税売り上げが3千万円を超える方および「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方が対象です。

※消費税および地方消費税の申告書には、課税期間中の課税売上額および課税仕入れ等の税額の明細を記載した付表が必要です。

ご利用ください 相談会・説明会など

■確定申告説明会
所得税、消費税・地方消費税、特別区民税・都民税および個人事業税の申告書等の書き方などについて、次のとおり説明会を開催します。
・2月6日(木)＝一番町区民集会室（一番町10）
・2月7日(金)＝神田税務署（神田錦町3−3）
※いずれも午後1時30分～4時
問合せ　麹町税務署☎3221−1601、神田税務署☎3294−4811

■東京税理士会無料相談会
▼サラリーマンを対象にした「還付申告相談」
とき　2月3日(月)～7日(金)いずれも午前10時～午後4時
会場　税務経営指導所（九段北1−3−6セーキビル3階麹町支部内）
問合せ　東京税理士会麹町支部事務局
☎3264−0049
▼還付申告書の書き方教室と無料相談会
とき　1月22日(水)第1回＝午後6時～7時、第2回＝午後7時～8時
会場　総評会館2階大会議室（神田駿河台3−2−11）
問合せ　東京税理士会神田支部事務局
☎3291−1345

■税金電話相談（タックスアンサー）
身近な税金のご質問に、音声、ファクシミリ、インターネットで24時間（年中無休）お答えします。
なお、電話・ファクシミリをご利用の際には、「タックスアンサーコード表」が必要です。コード表は、税務署や区税務課で配布しています。
・音声・ファクシミリ☎321313−22222（共通）
・インターネットURL http://www.taxanser.nta.go.jp
問合せ　税務課税務係

区民税・都民税ほか

■特別区民税・都民税の納期
特別区民税・都民税（普通徴収分）の第4期分の納期限は1月31日(金)です
お近くの金融機関、郵便局、出張所または区役所で納めてください。
問合せ　税務課納税係

■1月は償却資産の申告月です
固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（機械や備品などの事業用資産）についても課税の対象となります。
償却資産をお持ちの方は、1月1日現在に所有している資産を申告していただくことになります。
1月31日(金)の申告期限間近は窓口が混雑しますので、なるべく早めに申告するよう協力をお願いします。
問合せ　千代田都税事務所固定資産税課償却資産第一係・償却資産第二係☎3252−7141

■住宅用地の申告
1月1日現在、住宅の敷地として利用している土地（住宅用地）は、固定資産税・都市計画税の税負担を軽減しています。平成14年中に23区内で次のような変更があった土地を所有している方は軽減等が見込まれますので、各都税事務所へ申告してください。
①住宅を新築・増築した場合
②住宅を全部または一部取り壊した場合
③住宅を建て替える場合
④家屋の用途を変更した場合
⑤土地の用途（利用状況）を変更した場合
⑥住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合
提出期限　1月31日(金)
問合せ　千代田都税事務所固定資産税課土地係
☎3252−7141

法定調書・給与支払報告書の提出はお済みですか？

平成14年中に給与や報酬等を支払った法人・個人事業者の方は、法定調書と合計表を1月31日(金)までに税務署に提出してください。
なお、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の提出には、OCR用紙をご利用ください。
給与支払報告書は、受給者が1月1日現在居住している区市町村へ提出してください。
提出期限間近は窓口が大変混雑しますので早めにご提出ください。
問合せ
・麹町税務署
☎3221−6011
・神田税務署
☎3294−4811

現金で納税される方へ

1月6日から金融機関等の窓口で、納税をはじめとして、現金で200万円を超える金額をお支払いになるときは、運転免許証等の公的証明書の提示が必要となりました。
詳しくは金融機関等の窓口にお問い合わせください。

税理士のにせ者にご注意を！

納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成および税務相談を行うには、税理士の資格が必要です。
税金の申告手続きを依頼するときは、資格を持った税理士であるかどうかよく確認してください。

区職員の給与費と定員等のあらまし

区民の皆さんに一層のご理解をいただくため、区職員の給与・定員等のあらましについてお知らせします。　問合せ　職員課

給　与　費

1. 人件費の状況（一般会計決算）

（平成13年度）

住民基本台帳人口 平成14年4月1日現在	昼間人口 平成12年国勢調査	歳出額［A］	実質収支	人件費［B］	人件費率 ［B］/［A］
人	人	千円	千円	千円	
39,595	855,172	85,222,093	1,399,111	13,689,212	16.0%

（注）1. 決算数値は、「地方財政状況調査」に基づいたものです。
2. 人件費には、特別職（議員および非常勤職員を含む）に支給される給料、報酬および共済組合事業主負担金等を含みます。
3. 平成13年度の基金の再編による歳出額（43,943,084千円）の影響を除くと、人件費率は33.2%になります。

2. 職員給与費の状況（一般会計決算）

（平成13年度）

職員数［A］ 平成14年4月1日現在	給与費				1人当たり給与費 ［B］/［A］
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計［B］	
人	千円	千円	千円	千円	千円
1,246	5,543,076	1,708,868	2,645,094	9,897,038	7,943

（注）1. 給与費は平成13年度決算額で、職員数には特別職を含みません。
2. 職員数には、再任用職員27人を含みます。
3. 職員手当は、平成13年度退職手当支給額（1,421,679千円）を除いています。

3．初任給の状況（一般行政職）

（平成14年4月1日現在）

区　分	初任給		採用2年経過日給料月額	
	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
千代田区	Ⅰ類184,200円	Ⅲ類144,900円	Ⅰ類207,800円	Ⅲ類156,200円
都	Ⅰ類184,200円	Ⅲ類144,900円	Ⅰ類208,700円	Ⅲ類156,100円
国	Ⅰ種184,200円 Ⅱ種174,400円	Ⅲ種141,900円	Ⅰ種203,800円 Ⅱ種188,900円	Ⅲ種151,800円

（注）東京都では、平成14年8月から給料の減額措置が実施されており、表は減額前の額です。

4. 経験年数別、学歴別平均給料月額の状況

（平成14年4月1日現在）

経験年数	一般行政職		技能労務職
	大学卒	高校卒	高校卒
経験年数10年	283,429円	235,586円	230,740円
経験年数15年	342,138円	281,800円	299,190円
経験年数20年	411,782円	335,680円	334,688円

（注）1. 一般行政職の主なものは、一般事務、福祉、土木技術等です。
2. 技能労務職の主なものは、土木・清掃作業や調理、用務等です。

5. 昇給期間短縮の状況

（平成14年4月1日現在）

区　分		一般行政職	技能労務職	全　職　種
平成13年度	職員数［A］	759人	306人	1,280人
	昇給期間短縮者［B］	237人	87人	384人
	比率［B］/［A］	31.23%	28.43%	30.00%

（注）昇給期間短縮は、普通昇給期間を短縮して昇給させる措置で、勤務成績が特に良好な場合の特別昇給、昇任時の特別昇給などがあります。

6. 特別職の報酬等の状況

（平成14年4月1日現在）

		報酬等月額	期末手当	
給料	区長	1,176,000円		
	助役	940,000円		
	収入役	823,000円		
報酬	議長	940,000円	6月期	1.65月分
	副議長	823,000円	12月期	1.65月分
	議員	629,000円	3月期	0.55月分
			計	3.85月分

（注）区長・助役・収入役には、上記給料および期末手当以外に調整手当、通勤手当が支給されます。
なお、平成14年度から区長・助役・収入役の調整手当が減額されています。

定　員　等

7. 定員（職員数）の状況

（各年4月1日現在）

区　分		職員数 平成13年	職員数 平成14年	対前年増減数	減員	増員	主な増減理由
一般行政部門	議会	13人	13人	0	0	0	
	総務企画	308	303 (3)	△5 (3)	12	7 (3)	事務量の増 システム導入、事務事業の見直しによる減
	税務	37	36	△1	1	0	非常勤職員化による減
	民生	282	269 (8)	△13 (8)	19	6 (8)	事務量の増 再任用化、非常勤職員化、民間委託化による減
	衛生	230	213 (9)	△17 (9)	18	1 (9)	事務量の増 清掃事業ごみ量減、事務事業の見直しによる減
	労働	1	1	0	0	0	
	商工	18	16	△2	2	0	事務事業の見直しによる減
	土木	176	169 (3)	△7 (3)	7	0 (3)	再任用・再雇用化、事務事業の見直しによる減
	小計	1,065	1,020 (23)	△45 (23)	59	14 (23)	
特別行政部門	教育	250	233 (5)	△17 (5)	18	1 (5)	事務量の増、民間委託化、事務事業の見直しによる減
	小計	250	233 (5)	△17 (5)	18	1 (5)	
公営企業等会計部門	国保事業	18	18	0	0	0	
	老人医療	4	5	1	0	1	事務量の増
	介護保険	21	21	0	0	0	
	小計	43	44	1	0	1	
合計		1,358	1,297 (28)	△61 (28)	77	16 (28)	

（注）1. 職員数は一般職に属する職員であり、教育長、地方公務員の身分を保有する休職者、公社派遣職員を含み、一部事務組合・他区派遣職員、臨時・非常勤職員を除いています。
2. （　）内は再任用短時間勤務職員の人数を外書きしたものです。

8. 定員適正化計画の数値目標および進ちょく状況等

区では千代田区行財政改革に関する基本条例に基づく行財政構造改革の推進において、職員数の適正化に取り組んでいます。

定員適正化目標

行政需要の多様化と区政の課題に的確に対応し、区民サービスの向上を図っていくため「最小の経費で最大の効果を挙げる」という行政運営の基本理念に立ち、職員定数の是正を行う中で、福祉の充実などのための増員を図りつつ、平成14年から18年までの5年間で300人程度の職員定数削減を図ります。

定員適正化手法の概要

事務事業の見直し、執行方法の改善

事務のスクラップ・アンド・ビルドをはじめ、ＯＡ化、事務処理の簡素・効率化等のほか、区有施設の民営方式の導入や民間委託の推進。

組織整備および配置職員数の見直し

類似・競合機能の統合、縮小簡素化をはじめ、小規模の課・係の大括り化およびグループ制の採用、職員の流動配置。

数値目標に対する進ちょく率

（各年4月1日現在）

区　分	平成13年（計画前年）	平成14年 1年目	（参考）数値目標
減　員	——人	△116人	人 ——
増　員	——	16	
差　引	——	△100 (31.3%)	△319
職員数	1,358	1,258	1,039

（注）1. （　%）内の数値は、数値目標に対する進ちょく率を示しています。
2. 平成14年度から定数外職員（公社等派遣職員）を除いています。

屋上緑化の推進へ

「緑化推進要綱」「総合設計許可要綱」改正

区では、従来から進めている地上部の緑化推進に加え、都市部特有のヒートアイランド現象の緩和や、雨水貯留効果が期待できる建築物の屋上・ベランダ・壁面等の緑化を推進し、良好な自然的環境を保全・創出するために「千代田区緑化推進要綱」「千代田区総合設計許可要綱」を改正します。

主な改正点

■緑化推進要綱

敷地面積が「250㎡以上の公共施設」または「500㎡以上の民間施設」を新築や建て替えする際に、その屋上等について、緑化面積の基準により建築物上の緑化を図ります（2月中旬施行予定）。

建築物上の緑化面積の基準

①総合設計制度や高度利用地区もしくは特定街区内等の施設＝屋上の面積×0・3以上

②①以外の施設＝屋上の面積×0・2以上

③建築物上の緑化が困難な場合＝地上部の緑化に振り替えることができます。

※「屋上の面積」とは、建築物の屋根部分で人の出入りおよび利用可能な部分の面積から、ビル管理に必要な施設を設置するために緑化が困難な部分を除いた面積とします。

また、屋上等緑化を普及・啓発するため、敷地面積が1千㎡以下の民間施設の屋上緑化に対し、新たに助成制度を創設します。詳しくはお問い合わせください。

※区のホームページ URL http://www.city.chiyoda.tokyo.jp でもご覧いただけます。

問合せ　環境土木計画課計画調整主査

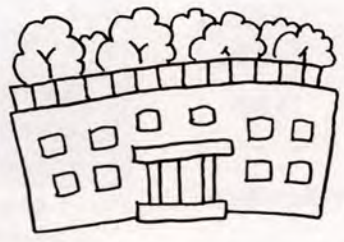

■総合設計許可要綱

区では、都市のヒートアイランド化を抑制するため、区の総合設計制度を活用する建築物で屋上を緑化する場合に、緑化部分の面積に応じて、容積率を緩和します（4月1日施行予定）。

※「総合計画制度」とは、建築基準法に基づき、建築物の敷地内に一般に公開される空地（公開空地）を整備することにより、市街地環境の整備改善に貢献すると認められる建築物の容積率や高さ制限を緩和する制度です。

問合せ　建築課調査主査

区内全域が"地区内残留地区"に

～「広域避難場所」の見直し～

都は、震災時に拡大する火災から都民の安全を確保するため、広域避難場所を指定しています。

しかし今回、総合的な危険度を調査した結果、建物の不燃化が進んだことにより火災が拡大するおそれがなく、避難を要する危険性がないと認められた地区については「地区内残留地区」としています。

区では、神田の一部や丸の内、大手町、有楽町等の地区が「地区内残留地区」となっていましたが、調査結果から区の広域避難場所が見直され、区内全域が「地区内残留地区」となりました。

小規模な火災が発生した場合や、発生するおそれがある場合は最寄りの公園などに一時的に避難してください。

区では、今後も都市機能の集中など、区の特性を考慮しながら、従来の避難場所の活用も含めて、区民や在勤者等の皆さんが一時的に避難できる場所を早急に確保していきます。

問合せ　防災課

自転車駐車場利用登録者募集

利用期間　2月1日㈯～平成16年1月31日㈯

利用車両　自転車

場所・台数　岩本町駅臨時自転車駐車場（旧和泉橋出張所わき）＝35台、飯田橋駅第3自転車駐車場（外堀通りセントラルプラザ前）＝110台

申込み　申請書を郵送または直接土木総務課（〒102－8688九段南1－6－11）へ。

※登録台数に達し次第締め切ります。なお、申請書は、上記駐車場および土木総務課で配布しています。

製造業の皆さんへ

工業統計調査にご協力を！

平成14年12月31日現在の工業統計調査を実施しています。

12月から1月にかけてお配りした調査票を、調査員が回収に伺いますので、正確にご記入ください。

なお、調査票の記入内容については、統計法に基づき秘密が厳守されます。ご協力をお願いします。

問合せ　区民総務課統計調査主査

生活環境条例ニュース

問合せ　土木総務課

区では、安全で快適な生活環境を守るために、生活環境条例（安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例）を施行しました。この条例により、環境美化・浄化推進モデル地区内では**空き缶・吸い殻等のポイ捨て、置き看板等の放置、落書き**、路上禁煙地区では**道路上での喫煙、吸い殻のポイ捨て**が禁止され、違反者に対して罰則が適用されます。

違反者に過料を科す際は、必ず区職員が①千代田区役所であることを告げ、②職員証を携帯し、③指導員証を提示して行います。

過料は原則として納付書により納めていただきますが、その場でお支払いいただくこともできます。

納期限までに過料を納付していただけない場合は、督促状を送付します。

まちの吸い殻が激減

区では、JR秋葉原駅付近の4か所で、生活環境条例の施行前から、ポイ捨てされた吸い殻の定点観測を行ってきました。

条例施行直前の昨年9月末には吸い殻の数が995本ありましたが、12月末には33本(9月末比3%)となり、確実にまちがきれいになっていることを表しています。

※吸い殻の数はいずれも4か所の合計数

霞が関の官庁街でも路上禁煙をPR

千代田区内では、路上禁煙地区に指定されていない地区においても、「歩きたばこをしないように努めなければならない」という努力義務があります。

区では、12月16日の朝、路上禁煙地区に指定されていない霞が関でも歩きたばこをやめていただくよう、チラシの配布や吸い殻の清掃など、キャンペーンを行いました。

これからも、安全で快適なまち「千代田」を目指します。皆さんの一層のご理解とご協力をお願いします。

区内で清掃車両の火災事故が多発

問合せ　清掃リサイクル課、千代田清掃事務所☎3251－0566

■原因は使い残しのスプレー缶

12月28日と1月6日に、区内の不燃ごみを収集していた清掃車両に火災事故が発生しました。原因は使い残しのスプレー缶です。この火災事故により、当日の収集作業は大きな影響を受けました。

清掃車両の消火活動は車両内のごみをすべて路上に引き出して行われます。そのため、商店街や住宅地で発生した場合、周辺に迷惑をかけるだけでなく、大変な混乱が生じます。

▲清掃事務所前での消火活動

今回は、千代田清掃事務所付近で発生したため、消防署・警察署の協力のもと、事務所前での迅速な処理を行うことができました。

■スプレー缶などは使い切ってから！

今回のような事故は、他区の清掃車両や処理施設でも多発しています。

原因は、可燃性ガスなどが残ったカセットボンベ・スプレー缶、マッチ、花火などの危険物です。

カセットボンベ・スプレー缶などは、必ず使い切ってから（**ノズルからガスが出なくなるまで**）、穴を開けずに不燃ごみとして出してください。

火災の防止や収集作業の安全確保などのため、正しいごみの出し方にご協力ください。

区では、引火性のあるもの、有害性のあるもの、危険性のあるもの、著しく悪臭を発生するものは収集できません。

収集不適物の処理など詳しくは、お問い合わせください。

▲ごみの中から真っ黒に焦げたスプレー缶が！

2月11日㈷の「建国記念の日」もごみ・資源の収集・回収を行います。なお、休日はごみの排出量や道路の状況が平日と異なり、収集時間が早まります。ごみ・資源は当日の朝8時までに出してください。

障害福祉分野の支援費制度
1月30日㈭説明会開催

これまで「措置制度」として実施してきた、施設、ホームヘルプ、ショートステイなどの障害者福祉サービスの一部が、4月から「支援費制度」に変わります。

そこで、これまでの制度との違いや手続きの仕方などについて説明会を開催します。

ご利用ください！

家具転倒防止器具取り付けサービス

家具の地震対策はもうお済みですか。地震などによる家具の転倒を未然に防ぐため、家具転倒防止器具の取り付けサービスを実施しています。

対象 次に該当する世帯
・65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみで構成される世帯
・介護保険法の規定に基づく要介護3以上と認定された65歳以上の高齢者を介護している世帯

※すでに取り付けを実施した世帯を除く。

取り付け 希望のあった世帯に専門業者が訪問し、取り付けます。

費用 転倒防止器具（家具下挿入器具、天井緊結器具、L字金具、チェーン金具の4種類）の中から選択。3組までは無料。4組目以降は実費負担になります。

問合せ 高齢者福祉課高齢者福祉係

個人で事業を営む方へ

生業資金をお貸しします

区では、個人で事業を営み、一般の金融機関から融資を受けることが困難な世帯に生業資金をお貸しします。

対象 この資金を借り受けないと生活が困窮する、次の条件を満たす世帯主
①区内に1年以上住み、
②主としてこの資金を借り受けようとする事業によって生計を立てていて、
③住民税を完納し、
④連帯保証人がいる方

なお、申込み後に申込み内容・事業計画等について審査します。

貸付額 200万円以内
貸付利率 年0・5％
返済方法 6年以内（据置期間6か月間を含む）の月賦元金均等返済
申込期限 1月28日㈫
問合せ 福祉総務課厚生主査

選挙管理委員会からのお知らせ

■統一地方選挙の日程
東京都知事選挙
告示日 3月27日㈭
投票日 4月13日㈰
千代田区議会議員選挙
告示日 4月20日㈰
投票日 4月27日㈰
■千代田区議会議員選挙立候補予定者説明会

区選挙管理委員会では、千代田区議会議員選挙に立候補を予定している方を対象に、立候補の届け出手続きなどに関する説明会を開催します。

立候補を予定している方は、必ずご出席ください。

■統一地方選挙の期日前投票
東京都知事選挙
告示日 3月27日㈭
投票日 4月13日㈰
千代田区議会議員選挙
告示日 4月20日㈰
投票日 4月27日㈰
■千代田区議会議員選挙立候補予定者説明会

区選挙管理委員会では、千代田区議会議員選挙に立候補を予定している方を対象に、立候補の届け出手続きなどに関する説明会を開催します。

立候補を予定している方は、必ずご出席ください。

ときと 2月17日㈪午後1時30分～
場所 区役所10階会議室
■選挙管理委員・補充員

千代田区選挙管理委員・補充員の選挙が、12月9日の区議会継続会で行われ、選挙管理委員に、熊倉幸男氏、川島宏之氏、高橋進氏、池田清氏の4名が、補充員には、矢口敏文氏、五味美智子氏、諸井陽之助氏、小林久子氏の4名が選ばれました。

問合せ 選挙管理委員会事務局

工事請負、設計・測量などの入札参加申込みの受け付け

平成15・16年度に区が発注する建設工事、設計・測量・地質調査の競争入札に参加を希望する企業または個人の「競争入札参加資格審査申込み」を受け付けます。

受付期間 1月28日㈫～2月18日㈫の午前9時～午後4時（正午～午後1時と土・日・祝日を除く）
※新規受付は、2月4日㈫～18日㈫
なお、午前8時30分から受付場所で配付する整理券（約250枚）が無くなり次第、その日の受け付けを終了します。
申請書類 9区統一様式用紙は、㈶東京都弘済会用紙販売所（新宿区西新宿2－8－1都庁都民広場地下☎5381－6335および大手町2－6－2日本ビル庁舎2階☎3241－5081）で販売しています。
主な営業種目
・土木・建築工事＝道路舗装・橋りょう・建築工事など
・設備工事＝電気・給排水衛生・空調工事など
・設計・測量・地質調査＝建築・土木設計、測量など
・その他の工事＝造園、運動場施設、防水、塗装など
受付場所・問合せ 区役所6階経理課契約窓口
※詳しくは区のホームページ URL http://www.city.chiyoda.tokyo.jp または千代田・くらしのファクシミリガイド FAX 3264－2253項目番号8810をご覧ください。

国民健康保険

■保険料（1～3月分）の納付書をお送りしました

保険料はお近くの金融機関、郵便局、保険年金課または各出張所で、納期限（毎月末日）までに納めてください。

なお、保険料の支払いは、納め忘れがなく便利な口座振替をぜひご利用ください。

■保険証がカードになります

3月の保険証更新に伴い、これまで世帯ごとに発行していた保険証を1人1枚のカード型保険証に変更します。

現在の保険証は、4月以降は使用できなくなります。

なお、保険料を滞納している場合、有効期限が短い保険証や医療費をいったん全額自己負担をすることになる資格証明書が交付されます。保険料は完納していただくようお願いします。

経済的な理由で保険料の納付が困難な方のために「納付相談」を行っています。

■擬制世帯主変更ができます

国民健康保険の擬制世帯において、届け出により世帯主の変更ができるようになりました。

対象 次の条件を満たす方
①擬制世帯に属する被保険者で世帯主となることを希望し、
②保険料を完納し、世帯主変更後も納付義務や各種届け出義務等を確実に履行することが見込め、
③届け出の際、擬制世帯主の同意を得られる方
―いずれも―

問合せ 保険年金課国民健康保険係

■結核・精神医療給付金の自己負担分免除申請を受け付けています

結核または精神療養は、4月診療分から所得制限が導入され、原則として自己負担が生じます。ただし、住民税が非課税の方は、申請により自己負担が免除になりますので、事前に申請してください。

条件
・療養を受けている方が20歳以上の場合は、本人が住民税非課税であること。
・療養を受けている方が20歳未満の場合は、世帯主が住民税非課税であること（本人が世帯主の場合も同様）。

提出書類
・結核・精神医療給付金受給者証交付申請書

※千代田保健所、区内各医療機関、保険年金課で配布しています。
・すでに結核または精神通院医療費の公費を受けている方は、「患者票」の写し

申請期間 3月14日㈮までに郵送または直接、千代田保健所健康推進課保健予防係（〒101－0054神田錦町3－10）へ。

なお、直接申請する方は、印鑑と健康保険証を持参してください。

問合せ 保険年金課管理係

■交通事故などにあったら、必ず届け出を！

交通事故など他人の行為（第三者行為）により傷害を受けたときの医療費は、原則として加害者が負担するものですが、保険者に届け出ることにより、健康保険証を使って治療を受けることができます。健康保険証を使って治療を受けるときは、必ず保険者に届け出てください。

なお、健康保険で負担した医療費は、後日、保険者が被害者の方に代わって、加害者に請求します。

できるだけ速やかに電話または直接保険者へご連絡ください。

※届け出には必要な書類があります。詳しくはお問い合わせください。

届出先 **社会保険、各種健康保険組合**＝地域の社会保険事務所または団体へ、**国民健康保険**＝各区市町村の国民健康保険担当課へ。

※保険の種類に関わらず、老人保健医療受給者の方は、各区市町村の高齢者医療担当課へ届け出てください。

問合せ
・国民健康保険の方＝保険年金課管理係
・老人保健医療受給者の方＝保険年金課高齢者医療係

シルバー人材センター

■会員を募集します！

千代田区シルバー人材センターでは、次の仕事ができる方を会員として募集しています。働く意欲のある方、経験と資格を生かしてみませんか。

仕事の内容
①パソコン入力
②事務所、ビルの清掃
③施設管理

就業条件 おおむね60歳以上の区内在住者で、1週間に2日以上（1日につき4時間以上）就業できる方

賃金 1時間あたり800円以上

問合せ 千代田区シルバー人材センター ☎5282－3721

■初心者向けパソコン教室

コース・とき 下表のとおり

会場 ㈳千代田区シルバー人材センター（西神田1－3－4）

対象 おおむね60歳以上の区内在住者で千代田区シルバー人材センターに会員登録し、働く意欲がある方

定員 各コース5名（申込順）

申込み A・Bコースは2月12日㈬、C・Dコースは2月20日㈭までに電話で千代田区シルバー人材センター ☎5282－3721へ。

▼初心者向けパソコン教室　コース・とき

コース	とき	
A	2月17日㈪～21日㈮（19日㈬を除く）4日間	午前10時～正午
B		午後2時～4時
C	2月24日㈪～28日㈮（26日㈬を除く）4日間	午前10時～正午
D		午後2時～4時

保健　千代田保健所　〒101-0054 神田錦町3-10
千代田保健所麹町庁舎　〒102-0093 平河町2-7-4

■保健所体験教室

小・中学生を対象に保健所体験教室を実施します。

とき　2月8日㈯午前10時～正午
会場　千代田保健所
対象　小・中学生およびその保護者
※希望者は、当日直接会場へ。
内容

▶**子どものダイエット相談**　体に良い食品と上手な食べ方を知ろう。
▶**見てビックリ！住まいの中のダニ顕微鏡観察**　ダニの駆除法を知ろう。

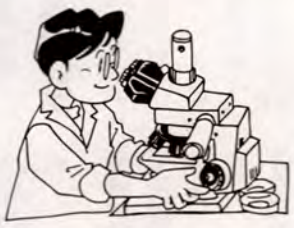

▶**飲み水の簡易水質検査**　自宅でできる水質検査の方法を知ろう。
▶**育児体験**　本物そっくりの人形で育児実習をしてみよう。
▶**食中毒って何？**　食中毒の正体を知ろう。
▶**あなたの手は汚れていませんか？**　手の細菌検査をしてみよう。
▶**衣料品のホルマリン検査をやってみよう**　ベビー用品と大人用衣料のホルマリン含有の有無を調べてみよう。
▶**だ液でわかるお口の健康**　歯と歯ぐきの健康をチェックしよう。
※興味のあるコーナーのみの参加も可能です。
問合せ　生活衛生課生活衛生係　☎3291－3643

■講演会「幼い子どものほめ方しかり方～我が子との接し方に困っていませんか～」

上手なほめ方・しかり方を知り、毎日の子育てに生かしましょう。

とき　2月13日㈭午前10時～正午（9時50分受付）
会場　麹町庁舎
対象　乳幼児を育てている区内在住者30名（申込順）
講師　居森梨枝子（いもりりえこ）氏（心理相談員）
申込み　電話で麹町庁舎健康推進課保健相談係☎3221－1313へ。
※一時（いっとき）保育（有料）あり。

■ぜん息児水泳教室

水泳は、呼吸器の機能回復に役立ち、ぜん息の症状改善に効果的な運動です。

とき　3月24日㈪～27日㈭の計4回、いずれも午後3時～5時
会場　神田さくら館（神田司町2－16）
対象　ぜん息に悩んでいる区内在住の小・中学生
※4月に就学予定の幼児も可能です。
申込み　2月7日㈮までに電話で健康推進課保健予防係☎3291－3655へ。

■難病医療券（㊎医療券・受給証㊊）の更新手続きはお済みですか

有効期間が3月31日㈪までの㊎医療券または受給証㊊をお持ちの方は、千代田保健所または麹町庁舎で早めに更新手続きをしてください。

手続きに必要な書類は、11月以降に㊎健康局から「有効期間満了のお知らせ」とともにお送りしていますので、ご確認ください。

なお、手続きに必要な書類がお手元にない方は、千代田保健所または麹町庁舎でお受け取りください。

問合せ　健康推進課保健予防係☎3291－3654、麹町庁舎健康推進課保健相談係☎3221－1313、㊎健康局疾病対策課☎5320－4472

介護保険

■介護保険に関する不満や苦情はオンブズパーソン（ご意見番）に！

介護保険オンブズパーソンは、介護サービスの苦情などについて利用者の立場になって調べ、区や事業者に改善を申し入れるご意見番です。

気軽にご相談ください。

2月の出張相談日

・6日㈭＝野田委員（弁護士）
・21日㈮＝冷水（しみず）委員（上智大学文学部社会福祉学科教授）
いずれも午後2時～4時

場所　6日㈭＝区役所6階603会議室、21日㈮＝区役所6階604会議室
※出張相談日以外の日や手紙での相談にも応じます。
相談予約・申立書の郵送先　介護保険課介護保険相談主査（〒102－8688 九段南1－6－11）

▲野田委員

▲冷水委員

2月の保健事業ガイド（予約制）

＊は、千代田保健所へお問い合わせください。
☆は、麹町庁舎へお問い合わせください。
※一部3月の事業を含みます。

事業名・対象など	とき	実施場所	問合せ
両親学級 妊婦とその家族	17日㈫・24日㈫・3月3日㈫・10日㈫ 午後1時30分～4時	千代田保健所☆	千代田保健所☎3291－3641
育児学級 育児をしている両親とその家族	20日㈭　午後1時30分～3時30分	麹町庁舎	
アレルギー相談 0～15歳のアレルギー相談	27日㈭　午後2時30分～	麹町庁舎	
歯科衛生相談（歯科健診） 区内在住の乳幼児・学童・妊産婦の方・歯科健診や虫歯予防のための処置を行います	6日㈭　午前9時～11時30分 20日㈭　午後1時～4時	千代田保健所	
	12日㈭　午後1時～4時 26日㈭　午前9時～11時30分	麹町庁舎	
節目健診（ちよピック21） 区内在住の40・45・50・55・60歳の方	5日㈬・19日㈬　午前9時～10時 5日㈬・12日㈬・19日㈬・26日㈬　午後1時～	千代田保健所	
	14日㈮　午前9時～10時	麹町庁舎*	
女性の健康づくり健診（2日制） 区内在住で18～39歳の女性の方 1日目：健診　2日目：結果相談	5日㈬　午前9時30分～10時30分	千代田保健所	
	19日㈬　午前9時30分～10時30分		
骨粗しょう症健診（健診・結果相談） 区内在住・在勤・在学の方	14日㈮　午前8時45分集合	麹町庁舎*	
	5日㈬・19日㈬　午前8時45分集合	千代田保健所	
一般健康相談 （B型・C型肝炎検査も受けられます） ・対象者は、区内在住の方および5人未満の小規模事業所だけです	5日㈬・19日㈬ 区内在住の方＝午前9時～10時30分 その他の方＝午前10時～10時30分 ・実施日の前週の木曜日から予約受付		
	14日㈮ 区内在住の方＝午前9時～10時30分 その他の方＝午前10時～10時30分 ・実施日の週の月曜日から予約受付	麹町庁舎	
エイズ・性感染症（梅毒・クラミジア・淋菌）相談・検査	7日㈮・21日㈮　午前9時～10時15分	千代田保健所	麹町庁舎☎3221－1313
栄養相談 生活習慣病の予防と改善、離乳食など食事に関する相談	随時受付 午前10時～午後4時	千代田保健所	
		麹町庁舎	
心の相談 心の問題で悩んでいる方	20日㈭　午後1時30分～	千代田保健所	
一般精神デイケア 区内在住で心の病気のある方	7日㈮・14日㈮・21日㈮・28日㈮ 午前9時30分～		
細菌検査 （赤痢・腸チフス・パラチフス・サルモネラ・O157の健康管理検便） 区内在住・在勤・在学の方 ・予約不要 （事前に採便管を取りに来てください）	4日㈫・18日㈫・25日㈫ 午前9時～正午・午後1時～3時	麹町庁舎	
	14日㈮・21日㈮・28日㈮ 午前9時～正午・午後1時～3時	千代田保健所	
老人精神保健（痴ほう）相談・デイケア お年寄りの心の問題で悩んでいる家族の方など	14日㈮　午前9時30分～11時30分	麹町庁舎	在宅サービス課☎3221－1315
	28日㈮　午前9時30分～11時30分	千代田保健所	
A型機能訓練 区内在住で身体の機能維持・回復を必要としている方	毎週水曜日 午前9時30分～11時・午後1時～3時30分	麹町庁舎	
B型機能訓練（地域参加型）	第1・3金曜日　午後1時30分～3時30分		
	第3～4火曜日　午後1時30分～3時30分	神田公園出張所	
難病教室（相談・指導）	26日㈬　午後1時～3時30分	麹町庁舎	
転倒予防教室（相談・指導）	第1～3木曜日　午後1時30分～3時30分	富士見出張所	
在宅療養者訪問指導（保健師・理学療法士）	随時受付	麹町庁舎	

2月の休日診療当番医等

＊受診するときは、あらかじめ電話でお問い合わせください。
＊健康保険証と健康手帳（70歳以上の方など）をお持ちください。

■内科・小児科■　㊒印は午後5時まで　㊓印は午後5時～10時
診療時間：午前9時～午後10時

2日	野田医院	☎3261-4117	一番町10-6 一番町野田ビル1F
	㊒遠藤康夫内科クリニック	☎5283-7615	神田小川町3-6 伸幸ビル4F
	㊓三楽病院	☎3292-3981	神田駿河台2-5
9日	山岡クリニック	☎3264-5160	麹町4-3 麹町富士ビル2F
	渡部内科	☎3262-5977	神田神保町3-2-8 昭文館ビル1F
11日	半蔵門モロオカクリニック	☎3230-2843	麹町1-6-16 半蔵門海和ビル2F
	大塩医院	☎3251-6878	神田淡路町2-6
16日	市ヶ谷診療所	☎3234-5021	五番町2 横山ビル1F
	明和病院	☎3251-0263	神田須田町1-18
23日	永井クリニック	☎3556-8101	飯田橋1-12-1 ダイエイシャビル1F
	㊒三崎町医院	☎3261-7446	三崎町2-21-1 資源会館ビル2F
	㊓明和病院	☎3251-0263	神田須田町1-18

■歯科■　診療時間：午前9時～午後5時

2日	老沼（おいぬま）歯科医院	☎3295-7307	内神田1-17-3 塚田ビル2・3F
9日	大井歯科	☎3866-6670	神田佐久間町町2-11 内田ビル2F
11日	大曽根歯科医院	☎3264-8189	三崎町2-19-9
16日	御茶の水歯科	☎3291-6480	神田小川町3-2 大丸ビル2F
23日	大橋歯科医院	☎3254-0841	内神田3-24-7 坂口ビル2F

■調剤薬局■　営業時間：午前9時～午後5時

2日	お茶の水調剤薬局本店	☎3295-8643	神田駿河台2-2-5 井口ビル1・2F
9日	三崎調剤薬局	☎3296-1210	神田駿河台2-2 お茶の水杏雲ビル1F
11日	コトブキ調剤薬局	☎3291-0380	神田駿河台2-10-1
16日	加健調剤薬局	☎5280-1421	神田駿河台2-10-6 お茶の水Sビル1F
23日	お茶の水調剤薬局本店	☎3295-8643	神田駿河台2-2-5 井口ビル1・2F

休日診療案内等　消防庁テレフォンサービス☎3212-2323、健康案内ひまわり情報センター●夜間休日診療案内（24時間）☎5272-0303●休日等診療案内（土曜日午後5時～月曜日午前8時30分）☎5272-0505

文化学習・スポーツ

文化学習スポーツ課(九段社会教育会館内)
〒102−0074 九段南1−5−10 ☎3234−2841
総合体育館
〒101−0047 内神田2−1−8 ☎3256−8444

文化学習

■区民自主企画講座「愛情一冊 !手づくり絵本」

一冊の絵本を家族や自分のために手づくりしてみませんか？ストーリーも手法もすべてが自由。アイデア次第でつくる楽しみがふくらみます。

とき 2月15日～3月22日の毎週土曜日(3月8日を除く)の計5回、**小学生の部**＝午前9時30分～11時30分、**一般の部**＝午後1時30分～3時30分
会場 九段社会教育会館
定員 **小学生の部**＝20名、**一般の部(中学生以上)**＝20名、いずれも区内在住・在勤・在学者(抽選)
講師 青木珠代氏(日本手づくり絵本ネットワーク代表)
費用 小・中学生＝1,200円、高校生以上＝1,700円(材料費等)
申込み 1月31日㈮(必着)までに、往復ハガキ(記入例参照)で文化学習スポーツ課へ。
※一時保育(有料)あり。

スポーツ

■シングルテニス大会

とき 3月8日㈯・9日㈰、いずれも午前9時～(予備日3月15日㈯・16日㈰)
会場 七生体育施設(日野市落川1400)
対象 区内在住・在勤の千代田区庭球連盟登録者(登録は随時受付中)
種目 男子の部、女子の部
費用 1人200円(ボール代等)
主催 千代田区庭球連盟
申込み 2月19日㈬までに費用を指定口座に振込み、所定の申込書2部を郵送で千代田区庭球連盟・石福みゑ子(〒102−0082一番町20−7−403☎3234−4480)へ。振込先等は連盟にお問い合わせください。
※ドロー会議(組み合わせ抽選)は2月21日㈮に行います。

■ジュニアスキー講習会

とき 3月14日㈮～16日㈰、14日午後7時30分総合体育館前集合・出発
場所 菅平高原ダボススキー場(長野県)
対象 区内在住・在学の小学校3～6年生35名(抽選)
費用 24,000円(バス代、宿泊費、傷害保険料等)
主催 千代田区スキー協会
申込み 2月17日㈪(必着)までに往復ハガキ(記入例参照)に学年を追記して総合体育館へ。グループ(ハガキ1枚につき5名まで)で申込む場合は、代表者を明記し全員の必要事項を記入してください。

■ゴルフ大会

とき 3月25日㈫午前8時～
会場 若洲ゴルフリンクス(江東区若洲35)
対象 区内在住・在勤者160名(申込順)
クラス 男子＝70歳以上・60歳以上・60歳未満、女子＝50歳以上・50歳未満
※参加状況により、区分を変更する場合があります。
競技方法 18ホール、ストロークプレー、ダブルペリア方式
費用 13,000円(プレー料金等)
運営 千代田区ゴルフ協会
申込み 2月20日㈭(必着)までに往復ハガキ(記入例参照、1人1枚限り)に生年月日とハンディキャップを追記し、千代田区ゴルフ協会・夏目幸生(〒101−0032岩本町3−7−16☎3865−0236)へ。
※他の申込者との同伴プレーを希望する場合は、その旨も追記してください。

TOWNニュース

■江戸開府400年記念事業「音楽とお話でつづる日本の心～江戸から現代～」

とき 2月1日㈯午後3時～、2日㈰午後2時～
※お話は2月2日㈰のみ。
会場 いきいきプラザ一番町(一番町12)
※希望者は当日直接会場へ。
出演団体 麹町合唱団、エコー千代田、千代田楽友協会、千代田フィル、コーロセフィーロほか。開催日によって出演団体が異なります。
主催 千代田区文化協会
問合せ 千代田区文化協会・緒方 ☎3831−0925

■東京シティロードレース2003江戸開府400年記念大会

とき 5月18日㈰午前9時30分開始(雨天決行)
コース 日比谷公園→日比谷通り→美土代町→白山通り→水道橋→外堀通り→四谷見附→新宿通り→国立競技場(10km)
対象 1時間40分以内に10kmを完走できる16歳以上の方で、**一般の方**＝5,000名、**車いすの方**＝50名、**視覚障害者**＝100名、**臓器移植者**＝50名
※伴走者、ガイドは各自で用意してください。
費用 4,000円(18歳以下3,000円)
募集期間 1月22日㈬～3月20日㈭
申込書の配付・問合せ 返信用切手(1部80円、3部まで90円、6部まで140円)を同封し、大会事務局(〒100−0011内幸町2−1−4東京新聞スポーツ事業部内☎3595−4838 FAX3503−1438 URL http://www.tokyo-np.co.jp/tcrr)へ。

■青年国際交流事業

内閣府では、平成15年度に実施する国際交流事業(「国際青年育成交流」「日中・日韓青年親善交流」「世界青年の船」「東南アジア青年の船」)の参加者を募集します。

募集期間 3月1日㈯～4月1日㈫
※詳しくはお問い合わせください。
問合せ 内閣府青年国際交流担当☎3581−1181、㈱教育庁生涯学習スポーツ部社会教育課☎5320−6859

ちよだ中小企業センター

(神田錦町3−21 ☎3233−1461)

■経営講習会「身近な成功企業に学ぶ新たなビジネスチャンス」

具体的な成功企業を例にマーケティング戦略のノウハウを分かりやすく解説し、成功へのキーワードを見つけるための講座です。

とき 2月20日㈭午後2時～4時
対象 区内在住・在勤者100名(申込順)
内容 ①環境・リサイクル、バリアフリーなど新しい座標軸で“創造と革新”を目指す「商店街」、②プレ・セールスのマーケティング活動で“顧客満足”を実現した「出版社」、③顧客との対話によるカスタマイジング(One to One marketing戦略)で顧客満足を実現した「カバン店」、④新たな視点で高付加価値事業を切りひらき総理大臣表彰を受けた「地方企業」、⑤“顧客は誰か”をスタートに高成長した「文具メーカー」、⑥その他
講師 吉中靖氏(グリーンヒルズクリエイト代表)
申込み 電話、ファクシミリまたはEメール(記入例参照)でセンター FAX3233−8692 mail center@chiyoda-business.or.jpへ。

■生涯生活設計セミナー「立ちどまって、考えてみませんか？夫の定年・妻の定年」

35年間ひとつの企業に勤務し、定年を迎えた講師の体験をもとに、定年後の生き方を考えます。

とき 2月19日㈬午後6時30分～8時30分
対象 区内在住・在勤者および関心のある方40名(申込順、夫婦での参加も可)
講師 北連一氏(コラムニスト)
申込み 電話でセンター☎3294−8558(専用番号)へ。

男女共同参画センター

(神田和泉町1 ☎5823−0772)

■グループワーク「実践！セクハラ相談・苦情処理担当の対応」

とき・内容 2月5日＝「担当者に求められるもの」、12日＝「相談場面の設定と面接」、19日＝「面接のプロセスと技法」、いずれも水曜日の午後7時～9時
講師 郡司ひとみ氏(カウンセラー)
定員 25名(申込順)
申込み 1月31日㈮(必着)までにハガキ、ファクシミリまたはEメール(記入例参照)でセンターFAX5823−0775 mail miw@city.chiyoda.tokyo.jpへ。

■MIW千夜一夜(第29夜)「手をつなごう！シングルマザー」

ひとり親(母子)家庭を選択した女性たちの思いと現実についてお話を伺い、就労・養育費の現状や自立支援策の問題について考えます。

とき 2月14日㈮午後6時30分～8時
ゲスト 赤石千衣子氏(NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事)
定員 20名(申込順)
申込み 電話、ファクシミリまたはEメール(記入例参照)でセンターFAX5823−0775 mail miw@city.chiyoda.tokyo.jpへ。
※一時保育(有料)あり。

■ミニギャラリー展示「揺れる心を映す性～急増する性感染症を考える～」

若者にエイズなどの無料相談をしている赤枝恒雄氏(医師)の性感染症に関する資料やデータなどを展示します。

とき 1月21日㈫～2月28日㈮

お気軽にご相談ください！人権擁護委員

区では、8名の人権擁護委員が活躍しています。そのうちの3名の委員が、1月1日付で法務大臣より委嘱(再任)されました。

日常生活の中で人権侵害されたと感じたとき、または身の上の心配事などがあるときは、気軽にご相談ください。なお、毎月第2火曜日に、区民相談室(千代田図書館横)で、「人権・身の上相談」を行っています。

人権擁護委員(敬称略・五十音順)

伊藤ミツエ	☎3261−1365
金丸精孝	☎3264−6460
久保田富三郎	☎3835−4123
小松一枝	☎3264−0068
竹内節子(再任)	☎3866−0884
野本俊輔(再任)	☎5222−3777
森下悦子	☎3261−2837
米山耕右(再任)	☎3251−8268

問合せ 国際平和・男女平等人権課

スポーツ指導員(非常勤)を募集

勤務内容 スポーツ事業の指導運営
勤務場所 総合体育館
勤務日数 月16日(勤務時間は曜日によって異なります)
報酬 196,000円(税・保険料込み、交通費なし)
募集人員 1名
雇用期間 4月1日～平成16年3月31日
選考方法 書類選考・面接
申込み 1月31日㈮(必着)までに履歴書に「生涯スポーツの推進」についての考え(原稿用紙800字程度)を添えて、郵送または直接、総合体育館(〒102−0047内神田2−1−8☎3256−8444)へ。

記入例
①催し・講座名②〒・住所③氏名(ふりがな)④年齢⑤性別⑥電話番号⑦その他
※在勤・在学の方は、勤務先・学校名と所在地・電話番号を追記。
※複数での申込みが可能な場合は、全員分を記入。
※一時保育のある催し等で一時保育を希望する方は、子どもの氏名(ふりがな)、性別、生年月日を追記。
※往復ハガキの場合は、返信側にも住所・氏名を忘れずに。

図　書　館

●**千代田図書館（九段南1-6-11）**
☎3264-2111

☆**おはなし会**　1月25日㈯、2月1日㈯、いずれも幼児向け＝午後2時～2時30分、小学生以上＝午後3時～3時30分

☆**土曜子ども映画会**　2月8日㈯午後2時～3時、「くもの糸」「マザー・テレサ」「母うずら」

●**四番町図書館（四番町1）**
☎3239-6357

☆**日曜映画会**　2月2日㈰午後1時30分～2時40分、「フランケンシュタイン」

児　童　館

●**一番町児童館（一番町10）**
☎3230-0866

☆**新年おめでとうゲーム会**　1月22日㈬午後2時～3時、楽しいゲームがいっぱいあります。

子育て支援事業

在園児との遊びや行事に参加しませんか。育児の相談にも応じます。

■**観劇のおさそい**
とき　1月29日㈬午前10時～11時
会場　西神田保育園（西神田2－6－2☎5215－9060）

■**保育園初！“猿回し”がやって来ます。会いに来ませんか？**
とき　1月29日㈬午前10時～11時
会場　飯田橋保育園（飯田橋3－9－17☎3264－1744）

■**お庭やお部屋で遊びましょう**
とき　1月29日㈬午前10時～11時
会場　四番町保育園（四番町11☎3234－2269）

■**節分集会に来ませんか？**
とき　2月3日㈪午前10時～11時30分
会場　麹町保育園（一番町4☎3261－7960）、神田保育園（神田淡路町2－15☎3253－6258）

■**お散歩に行きませんか？**
とき　2月5日㈬午前10時～11時
会場　四番町保育園（四番町11☎3234－2269）

■**保育園に遊びに来ませんか？**
とき　毎週金曜日午前9時30分～11時
会場　神田保育園（神田淡路町2－15☎3253－6258）

※各園で給食試食があります（定員あり、要予約）。

保育士・体育指導員（非常勤）を募集

募集人員　**保育士**＝保育士の資格を有する方（取得見込可）15名程度、**体育指導員**＝年長児童（小・中学生、高校生）に遊びを通じて指導していただける方若干名
勤務内容　保育業務
勤務場所　**保育士**＝区立保育園、こども園、児童館、**体育指導員**＝児童・家庭支援センター
勤務日数　月16日
勤務開始　4月1日㈫
選考方法　面接
申込み　**保育士**＝2月7日㈮までに電話で子育て推進課保育係へ。**体育指導員**＝2月7日㈮までに電話で児童・家庭支援センター☎5215－9062へ。

いきいきプラザー番町

（一番町12　☎3265－6311）

■**いきいきプラザー番町オープンコンサート「日本の伝統芸能・かっぽれ」**
元気の出る「かっぽれ」です。どなたでもご自由にお越しください。
とき　1月24日㈮午後6時30分～7時30分（午後6時開場）
出演　鈴美津会社中
※風ぐるま臨時便運行。車いすのままでご鑑賞いただけます。

■**第67回いきいきプラザー番町コンサート「日本の歌コンサート」～心のふるさと・ご一緒に歌いましょう～**
とき　2月22日㈯午後2時～3時30分（午後1時30分開場）
出演　橋本佳余映氏（ソプラノ）・伊坪淑子氏（ピアノ）による「初恋」「さとうきび畑」「赤とんぼ」ほか
定員　160名（申込順）
費用　500円（65歳以上および障害のある区民の方は無料）
申込み　2月20日㈭までに費用を持参のうえ直接プラザへ（障害などの理由により事前の来館が困難な場合は、ご相談ください）。

高齢者センター

（神田神保町2－20　☎3265－3981）

■**マッサージサービス**
とき　2月5日㈬・6日㈭、いずれも午前10時～午後2時50分（1人30分）
対象　60歳以上の区内在住者各回60名（申込順）
申込み　1月28日㈫から本人または家族が直接センターへ。

■**節分豆まき**
とき　2月3日㈪午後1時30分～3時
内容　第1部＝「パオパオ堂。」による“福を呼ぶ、鬼も逃げ出す演芸会”、第2部＝豆まき
※60歳以上の未年生まれで、豆まきをしていただける方10名を募集中（申込順）。1月31日㈮までに電話または直接センターへ。

軽井沢少年自然の家の一般利用ができなくなります

区立小・中学校が利用しない期間にご利用いただいていた軽井沢少年自然の家は、運営方法を見直し、4月1日㈫からは一般の利用を終了する予定です。

なお、メレーズ軽井沢は引き続きご利用いただけます。

詳しくはお問い合せください。

問合せ　教育計画担当

七生体育施設を閉設
（テニスコート・バレーボール）

七生体育施設は、3月31日㈪をもって閉設する予定です。

詳しくはお問い合せください。

問合せ　総合体育館　☎3256－8444

スポーツ施設の利用申込み・抽選

外濠公園＝文化学習スポーツ課　☎3234－2841
花小金井体育施設・総合体育館＝総合体育館　☎3256－8444

施設名		申込期間	抽選	空施設受付	利用できない日※
外濠公園（4月分）	野　球	往復ハガキで、2/10㈪～20㈭（消印有効）	2/25㈫九段社会教育会館	3/20㈭午前8時30分～（申込順）＊	6㈰・7㈪・20㈰・21㈪・24㈭・25㈮・28㈪・30㈬
	テニス				—
花小金井体育施設（4月分）	野　球	往復ハガキで、2/1㈯～25㈫（必着）	3/3㈪	3/12㈭午前10時～（申込順）	5㈯・6㈰・12㈯・13㈰・19㈯・20㈰・27㈰・29㈷
総合体育館（5月分）		所定の用紙で、2/1㈯～20㈭（必着）	3/3㈪	3/4㈫午前10時～（申込順）	19㈪

※利用できない日でも、時間帯によっては利用できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。
＊は外濠公園☎3341－1731へお問い合わせください。

保養施設の利用申込み

4月分　区民総務課保養施設係

専用ハガキで、2/1日㈯～8日㈯（必着）
空室受付　2/24㈪
箱根・湯河原＝午前9時～
嬬恋・メレーズ軽井沢＝午後1時30分～

4月の利用できない日

箱　根	8㈫～10㈭、12㈯、23㈬～25㈮
湯河原	2㈬、7㈪～11㈮、15㈫～17㈭、21㈪～23㈬
嬬　恋	8㈫～9㈬、22㈫～24㈭
メレーズ軽井沢	9㈬、15㈫～17㈭

※嬬恋自然休養村は、企業の研修、サークル活動などにもご利用いただけます。

区民相談室

受付時間：午後1時～3時

2月の相談日（祝日を除く）　広報広聴課

法　律　相　談	5㈬、12㈬、19㈬、26㈬
税　務　相　談	13㈭、27㈭
固定資産税相談	6㈭
人権身の上相談・行政相談 社会保険労務相談	—
不動産取引相談	6㈭、20㈭
交通事故相談※	7㈮、14㈮、21㈮、28㈮
外国人相談※	13㈭
住み替え相談※	20㈭

※交通事故相談・外国人相談の受付時間は午後1時～3時30分です。交通事故相談・住み替え相談は事前に予約が必要です。区政・一般相談は、毎日（区役所開庁日）午前8時30分から受け付けています。